

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するお知らせ

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、インボイス（適格請求書）の対応について下記の通り案内いたします。

▼インボイス制度について

インボイス制度とは、「インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）」が交付する「インボイス（適格請求書）」を用いて仕入税額控除を受けるための制度であり、「インボイス（適格請求書）」の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは[国税庁ホームページ](#)をご確認ください

▼インボイス（適格請求書）が必要となるお客様

消費税の仕入税額控除の適用を受ける **法人および個人事業主** のお客様

▼適格請求書発行事業者番号について

【登録事業者番号】 T3-0107-0102-3064

【氏名又は名称】 株式会社 Link Life

▼インボイス（適格請求書）への対応について

弊社では従前どおり請求書を発行いたしません。下記3点を保存することで仕入税額控除の要件を満たすことができます。



① 適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書
(マイページからも現在の契約内容をご確認いただけます)

② 約款・規約
(適格請求発行事業者番号と料金表にて税抜価格・税額・適用税率が確認可能)

③ 実際に取引を行った客観的事実を示す書類
(利用料金の引落が確認できる通帳やクレジットカードの利用明細等)

※上記の保存において処理の際に税額に端数が出る場合がございます。その場合はお手数ではございますがお客様にて調整をいただきますようお願いいたします。

何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。